道民意見提出手続の意見募集要領

令和2年(2020年)12月4日

- 1 計画等の案の名称
 - 第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画(素案)
- 2 参考資料の名称
- (1) 第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画(素案)の概要
- (2) アルコール健康障害対策基本法
- (3) アルコール健康障害対策推進基本計画
- (4) アルコール健康障害対策基本計画(第2期)【全体構成素案】 ※令和2年10月29日開催 第26回アルコール健康障害対策関係者会議 資料
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
- (1) 北海道のホームページ (保健福祉部障がい者保健福祉課ホームページ) への掲載 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm)
- (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(道庁6 F)
 - イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター(道庁別館3F)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
 - エ 各保健行政室健康推進課及び各地域保健室健康推進課
- 4 意見等の募集期間

令和2年(2020)12月4日(金)~令和3年(2021)1月4日(月)

- 5 意見等の提出方法及び提出先
- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(精神保健医療係)

- (2) 7r2925 011-232-4068
- (3) 電子メール hofuku. shohuku1@pref. hokkaido. lg. jp
- ※ 録音テープ、点字の活用等、他の方法による提出を希望される場合は事前にご相談下さい。
- 6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年2月下旬頃を目処に「道民 意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に 準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。 なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表すること があります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる 提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。 なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療係 電 話 011-231-4111 (内線 25-737)